

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度開始

国税庁 軽減税率・インボイス対応室

1. インボイス制度 (適格請求書等保存方式) の概要等

(1) インボイス制度とは

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、インボイス制度のもとでは、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要となる。インボイスとは、「売手が買手のために正確な適用税率や消費税額等を伝える手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいう（【図1】）。

(2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税であるが、納税をするのは、各取引段階において、物の販売やサービスの提供を行った事業者となる。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除することにより算出する。この仕入に係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」という。

2. インボイス制度に対応するための 検討事項・事前準備等

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、以下の点から登録を受けるか検討することとなる。

① 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要とするが、例えば、消費者や免税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としない。

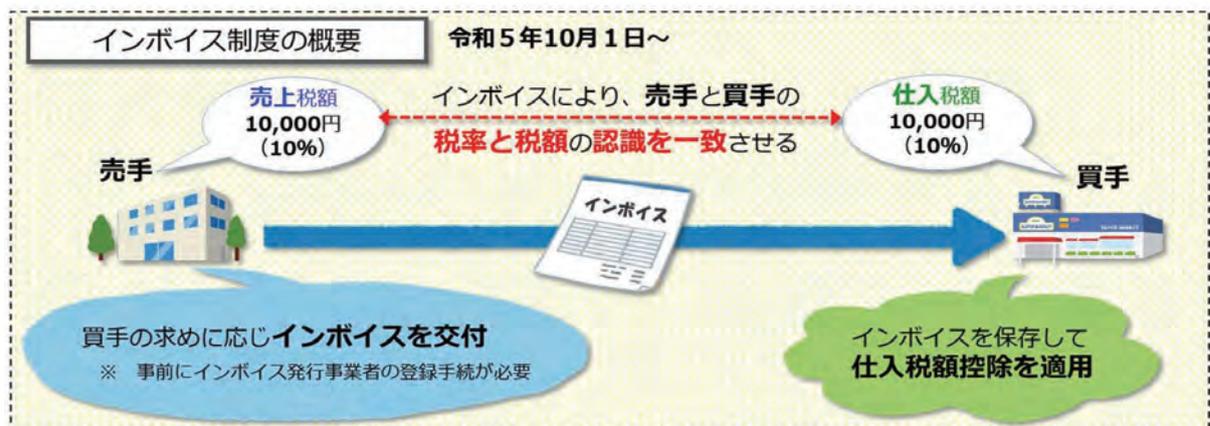
② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となる。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限る。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を

【図1】 インボイス制度の概要



提出する必要がある（e-Tax 又は郵送により提出できる。）。制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認いただきたい。

3. インボイス発行事業者となる売手（下請け）の留意点

インボイス発行事業者には、取引の相手方（課税事業者に限る。）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課される。

インボイス発行事業者となった場合は、取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるか、また、必要に応じ、取引先への登録番号の通知や、インボイスとした書類、交付方法等の認識を共有しておくことが考えられる。

4. 買手（元請け）の留意点

継続的な取引については、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、何をインボイスとするかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが考えられる。

また、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができず、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となる（ただし、制度開始後6年間は免税事業者からの仕入れについて、一定額を仕入税額控除できる経過措置がある。）。仕入先から受け取る請求書等がインボイスとしての記載事項を満たしているか確認し、どのように保存・管理するのかを検討する必要がある。

なお、簡易課税制度を適用する場合、課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上げ等に係る消費税額にのみなし仕入れ率を乗じて算出する。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係るインボイスの保存が不要となり、事務負担の軽減を図ることができる。

5. 令和5年度税制改正（案）について

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定された。当該大綱において、インボイス制度に係る改正（案）も掲げられている。

詳しくは、財務省ホームページの特設サイトをご覧ください（【図2】）。

【図2】財務省の特設サイト

インボイス制度、支援措置があるって本当!?

本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ	既に課税事業者の方も
納税額が売上税額の2割に軽減?	会計ソフトに補助金?
インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?	少額取引はインボイス不要って?
費控申請、4月以降でも大丈夫?	少額な取引も・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることが可能です。

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（標準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）

対象となる期間 令和5年10月1日～令和6年9月30日を含む課税期間
※個人事業主は、令和5年10～12月の標準的な売上を基礎とする。

事例 売上700万円（税額70万円）※サービス業
経費150万円（税額15万円）

売上・収入を把握するだけで
申告で、経費等の申告は不要
事前の届出も不要!

計算方法	納税額	軽減額	納税額
実額計算の場合	70万円 - 15万円 = 55万円		55万円
簡易課税の場合	70万円 - 35万円* = 35万円		35万円
*70万円×50%(サービス業のみ仕入れ率)			
特例の場合 ▶ 70万円 × 2割 = 14万円			

<URL>https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html



<参考>

国税庁ではインボイス制度に関する特設サイトを設け、各種資料を掲載しているのご活用いただきたい。

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは（【図3】）、

- ①インボイスコールセンター（インボイス制度に関する一般的※なご質問やご相談）

0120-205-553（9:00～17:00 土日祝除く）

※個別相談（関係書類等により具体的な事実を確認する必要のある相談）を希望される方は所轄の税務署への電話（音声ガイダンス「2」を選択）により、面接日時等を予約。

- ②インボイス制度に関する税務相談チャットボット
③説明会の開催案内
④インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
⑤インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを掲載している。

※本文は令和5年3月時点の法令等に基づき作成。

【図3】 国税庁の特設サイト



<URL><https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



令和5年10月から
消費税インボイス制度
が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに!



登録申請手続は、

かんたん・便利♪ **e-Tax** をご利用
ください!!

- [e-Taxソフト(WEB版)]、をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。

説明会ページ▶



制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイト▶



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ インボイスコールセンター などをご案内しております